

はじめに

- 1 策定根拠：「国土利用計画法」第7条第1項
- 2 位置付け：県土の利用に関して県の計画の基本、国土利用計画市町村計画の基本となる計画

1 県土の利用に関する基本構想

- （１） 県土の状況
- ・ 県土の利用状況（令和5年）：農地9.6%、森林76.4%、道路3.1%、宅地2.4%ほか
 - ・ 第五次県計画期間中、農地、森林が減少し、道路、宅地、荒廃農地等が増加
- （２） 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
- ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退
- ・ 所有者不明土地や空き家の増加による、土地利用の効率の低下や管理水準の低下が懸念
- イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- ・ 地球温暖化等の影響による、極端な降水による水害、土砂災害の頻発化・激甚化が懸念
- ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応
- ・ 自然環境の悪化や生物多様性の損失による、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、暮らしを支える生態系サービスへの影響が懸念

〔ア〜ウに共通する課題〕

- ・ デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決

- （３） 県土利用の基本方針

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

- ・ **所有者不明土地**や空き家等の有効利用による土地利用の効率化
- ・ 優良農地の確保、荒廃農地の発生防止と効率的な利用

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

- ・ 土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導
- ・ 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

- ・ **ネイチャーポジティブ**に向けた取組促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- ・ **カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー導入促進**

〔ア〜ウに共通する基本方針〕

エ 県土利用・管理DX

- ・ デジタル技術の活用による県土利用・管理の効率化・高度化

オ 官民連携と多様な主体参加による県土の適正な管理を推進

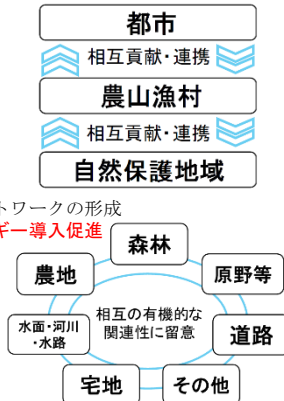
- ・ 民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進

- （４） 地域類型別の県土利用の基本方向

都市	災害ハザードエリアの開発 抑制、都市機能・居住の中心市街地への誘導
農山漁村	集落機能の維持・強化による良好な県土管理
自然保護地域	原生自然や重要生息地の保全・再生、生物多様性の保護、 ネイチャーポジティブの実現 に向けた支援体制の構築

- （５） 利用区分別の県土利用の基本方向

農地	優良農地の確保と荒廃農地の解消、 スマート農業の加速化による生産性の向上
森林	カーボンニュートラル や生物多様性の保全に向け、多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進
原野等	湿原や草原の保全・再生、原野等の適正利用
水面・河川・水路	河川の整備と適切な管理、自然環境の保全・再生や 生態系ネットワークの形成の促進による良好な水辺空間の保全・創出
道路	予防保全型維持管理の推進、老朽化した施設の再編・強靱化
住宅地	災害リスクに配慮した中心市街地への誘導、 低未利用土地 や空き家の活用、
工業用地	環境の保全等に配慮しつつ自動車関連産業・半導体関連産業等に必要な用地を確保
その他の宅地	郊外への無秩序な拡大を抑制し 、適正な場所への立地を確保
公共施設用地等	公共施設への再生可能エネルギー導入の推進 、防災機能の強化
沿岸域	藻場等のブルーカーボン生態系など生物多様性の確保



2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

- （１） 規模の目標

- ・ 基準年次：令和5年
- ・ 目標年次：令和17年

（単位：km²、％）

利用区分	令和5年	令和17年	構成比	
			5年	17年
農地	1,471	1,423	9.6	9.3
森林	11,727	11,726	76.7	76.7
原野等	90	90	0.6	0.6
水面・河川・水路	333	333	2.2	2.2
道路	469	482	3.1	3.2
宅地	365	382	2.4	2.5
住宅地	234	238	1.6	1.6
工業用地	21	22	0.1	0.1
その他の宅地	110	121	0.7	0.8
その他	820	839	5.4	5.5
合計	15,275	15,275	100.0	100.0

- （２） 地域別の概要

県央地域
・ IT産業、ものづくり産業の基盤整備 ・ スマート農業による省力・高品質生産を実現し、持続可能な農業生産活動を推進による農地の適切な利用と確保
県南地域
・ 自動車・半導体関連産業等の基盤整備 ・ 企業の経営体为中心となった効率的な生産の取組を推進による農地の適切な利用と確保
沿岸地域
・ 地域農業をけん引する経営体の育成、新規就農者の確保による農地の適切な利用と確保 ・ 港湾活用型産業や県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の基盤整備
県北地域
・ 革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進による農地の適切な利用と確保 ・ 港湾等の地域特性を生かした企業誘致や産業集積のための基盤整備

3 2に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要

- （１） 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・ 土地利用の計画的な調整による、県土資源の適切な管理

- （２） 土地の有効利用・転換の適正化

- ・ **所有者不明土地等の低未利用土地**や空き家の有効活用、**農地や森林等から宅地等への転換の抑制**
- ・ 農地の無秩序な利用転用の抑制、優良農地を確保
- ・ 森林の利用転換による災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下の防止

- （３） 県土の保全と安全性の確保

- ・ 土地本来の災害リスクを踏まえた災害リスクの低い地域への立地誘導
- ・ 森林整備を通じた森林の有する多面的機能の維持・向上、保安林の適切な配備及び保全管理

- （４） 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・ 森・里・ま・ち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- ・ **グリーンインフラやEco-DRR**として都市部の緑地を保全・活用した防災・減災
- ・ **地域共生型**の再生可能エネルギー導入や交通整備を通じ、**脱炭素社会の実現**に向けた土地利用を推進
- ・ 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（**3 R**）+Renewable（再生可能な資源への置き換え）の一層の促進による循環型社会の形成
- ・ **自然資源を活かした地域活性化による自然環境の保全へ再投資、保護と利用の好循環の実現**

- （５） 持続可能な県土管理

- ・ 農業生産基盤の整備、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約の推進
- ・ 荒廃農地の実態を把握、営農再開・保全管理・非農業的利用等の取組支援
- ・ 森林の有する**多面的機能の持続的な発揮に向けた森林資源の適正な利用・管理**

- （６） 多様な主体による県土利用・管理の推進

- ・ 多様な主体の参画による森林や農地の保全や地元農産品の購入などの間接的な取組を通じて、県土の有効利用を推進

- （７） 県土に関する調査の推進

- ・ 県土の基礎調査や分布情報等の整備を通じ、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理を促進

- （８） 計画の効果的な推進

- ・ 指標の活用や県土の状況や変化の分析による課題の把握、効果的な施策の展開